

## 議第178号

### 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 警察署長は、その管轄区域において、地域の実情に応じた第1項の活動を促進するため、当該管轄区域における犯罪の発生状況等の情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第18条を第20条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特殊詐欺の防止）

第15条 特殊詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪または同法第246条の2の罪であつて、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座または貯金口座への振込みが利用されたものその他のこれらの罪に当たる行為の態様が特殊なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う者として規則で定める者は、当該役務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針を定めるものとする。
- 3 県は、特殊詐欺を防止するため、前項の指針の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（高齢者等の安全の確保）

第12条 県は、県民等、事業者および市町と連携し、高齢者、障害者、子ども、女性その他の犯罪による被害の防止に特に配慮を要する者（以下「高齢者等」という。）が犯罪による被害を受けることがないようにするため、高齢者等の特性を踏まえた情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。